

甲第16号証

令和4年2月16日判決言渡し 同日原本領収 裁判所書記官

令和3年(ネ)第4130号 損害賠償請求控訴事件

(原審・東京地方裁判所平成31年(ワ)第5732号)

口頭弁論の終結の日 令和3年12月22日

判 決

控 訴 人

同訴訟代理人弁護士

同

同

同

同

福 田 健 治

河 崎 健 一 郎

竹 内 彰 志

稲 村 宥 人

大 城 聡

東京都文京区本郷7-3-1 東京大学大学院情報学環・学際情報学府

被 控 訴 人

開 沼 博

同訴訟代理人弁護士

根 岸 圭 佑

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は、控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

(略称は原判決の例による。)

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は、控訴人に対し、165万円及びこれに対する平成30年10月12日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

- 1 事案の要旨

特定非営利活動法人ハッピーロードネット（ハッピーロード）は、高校生が外国を訪問した際の成果を発表する報告会（本件報告会）を開催した。被控訴人は、本件報告会の司会を務めるなどした者である。控訴人は、被控訴人の仲介により、本件報告会及びその後の懇親会（本件懇親会）に参加し、その様子を写真撮影するなどした（本件写真撮影）。

控訴人は、被控訴人が写真の削除等を控訴人に強要しようとし、また、控訴人が無許可で写真撮影をしたなどと控訴人の在籍していた大学等に告げて控訴人の名誉を毀損するなどしたと主張して、被控訴人に対し、不法行為に基づき、165万円（慰謝料150万円と弁護士費用15万円との合計額）及びこれに対する平成30年10月12日（最後の不法行為の日）から支払済みまで民法（平成29年法律第44号による改正前のもの）所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた。

原審は、控訴人の請求を棄却したところ、控訴人が請求の認容を求めて控訴した。

2 当事者の主張等

前提事実、争点及び争点に関する当事者の主張は、次のとおり補正するほかは、原判決の「事実及び理由」中の「第2 事案の概要」の1及び2に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 2頁13行目の「であり、立命館大学の准教授を務める者」を削除する。

(2) 3頁23行目の「同月25日」を「同年9月25日」に、25行目の「同月7日」を「同年10月7日」にそれぞれ改める。

第3 当裁判所の判断

当裁判所も、控訴人の請求は理由がないと判断する。その理由は、次のとおり補正するほかは、原判決の「事実及び理由」中の「第3 当裁判所の判断」に説示するとおりであるから、これを引用する。

1 14頁9行目の「原告へ」を「控訴人への」に改める。

2 19頁19行目の「ください」の次に「、このようなことに時間を割くこと自体全員にとって不幸なことですが、被害を訴える方々がいる状況では手をひくわけにはいきません。もうしばらくお手数をおかけしますがよろしく願いいたします。」を加える。

3 20頁20行目の次に改行して以下のとおり加える。

「被控訴人は、同日、■■■■と電話で話した。

■■■■は、控訴人との連絡はできているが、被控訴人と電話で直接話すことの説得はできていないと伝えた。

被控訴人は、■■■■におおむね以下のことを述べた。

「柔らかい口調で、話ができたらいいんだけども。」

「とにかく、彼は被害を訴えている人がいることを分かっているの？」

「こちらが求めることは、まず反省する、すみませんという。そして被害を訴える人はデータを消してくれと言っているから、それを紙に一筆書いて、もしそうじゃないことになったら大変なことになるよ。」

「福島の高校生の親がとにかくいち早く連絡をくれと、不安がっているのもわかる。」（甲5）」

4 21頁3行目の「平成30年10月11日には原告の出身高校（本件高校）」を「控訴人の出身高校（本件高校）の先生の助力を得て控訴人と連絡を取ろうと考え、平成30年10月11日、本件高校」に、5行目の「同月12日には原告の所属大学（本件大学）」を「控訴人の所属大学（本件大学）の助力を得て控訴人と連絡を取ろうと考え、同月12日、本件大学」にそれぞれ改める。

5 21頁10行目の次に改行して以下のとおり加える。

「(4) 上記(3)アの認定事実の補足説明

控訴人は、控訴人が撮影していることを西本は十分認識していたのであるから、それが懸念されることであるならば、直ちに注意をするはずであるのに、そのような行動をしなかったにもかかわらず、翌日、撮影を問題として被控訴人に電話をす

るとは考え難いことなどから、上記(3)アの認定事実は認められないと主張する。

しかし、被控訴人は、■■■■及び■■■■に対し、本件報告会及び本件懇親会に参加した高校生の保護者が控訴人及び同行者らが高校生を撮影していたことを問題としている趣旨の発言をしていること（認定事実(3)ウ(ア) b、ケ、サ）、被控訴人がこの点についてあえて虚偽の事実を供述する動機が見当たらないこと、控訴人のほか数名ないし10名程度の者が本件報告会及び本件懇親会において写真又は動画を撮影していたこと（認定事実(2)ウ）に照らせば、西本において控訴人が撮影していることに気付かず、その後、本件報告会及び本件懇親会に参加していた高校生の保護者らから指摘を受けて初めて控訴人が撮影していた事実を認識した可能性は十分あり、また、西本において控訴人が撮影していることに気付いていたとしても、その後、保護者らからそれを問題とされたため、控訴人に電話することにした可能性もあることに照らせば、被控訴人の陳述書（乙31）及び本人尋問の結果中、上記(3)アの認定事実に沿う部分の信用性は否定されるものではない。

したがって、控訴人の主張は採用しない。」

6 21頁20行目から23頁4行目までを削除する。

7 23頁5行目の「(3)」を「(2)」に改める。

8 23頁18行目の「批判記事を書いていた」を「批判記事において、別件清掃活動を非難する旨の意見を述べた」に改める。

9 23頁23行目から24頁15行目までを以下のとおり改める。

「ウ）したがって、本件行為1は、被控訴人が、西本から、本件写真撮影による写真の用途につき不安を持つ者がいるので、その対応をしてもらいたいと求められたため、控訴人に対し、本件写真撮影の有無及びそれが許可なく行われたものであるかを直接電話で確認することを求めたものであり、謝罪や写真のデータ等の削除を強要するものとは認められない。

被控訴人は、「盗撮」及び「盗み撮り」という表現を用いている（前提事実(4)イ、認定事実(3)ケ）が、許可なく本件写真撮影が行われたものであれば、それを

「盗撮」及び「盗み撮り」と表現することが誤りとはいえないから、その事実確認を求める文脈で使われている以上、上記判断を左右するものではない。」

10 24頁21行目の「を送信した」から23行目の末尾までを「送信し、そこには、マスコミで報道された不法侵入2件の事例が記載されている。」に改める。

11 25頁8行目の「考慮すると、」の次に「被控訴人は、控訴人に対し、「とりあえずなぜこうなっているのか、どうすれば不安に思っている人、怒っている人がいるという事実を受けて解決に向かえるのか、自分で考え、周りの学生さんにも聞いて考えて下さい。」とのメッセージを送っていること(前提事実(4)イ、認定事実(3)ケ)を勘案しても、」を加える。

12 25頁11行目から16行目までを以下のとおり改める。

「被控訴人は、平成30年10月11日、 に対し、電話で「こちらが求めることは、まず反省する、すみませんという。そして被害を訴える人はデータを消してくれと言っているから、それを紙に一筆書いて、もしそうじゃないことになったら大変なことになるよと。」と話している(認定事実(3)サ)。

しかし、被控訴人は、このとき、「とにかく、彼は被害を訴えている人がいることを分かっているの?」、「福島の高校生の親がとにかくいち早く連絡をくれと、不安がっているのもわかる。」とも話しており、反省やデータの消去を求める上記発言は、本件報告会及び本件懇親会に参加した高校生の保護者の要求を代弁したものと見える。

また、控訴人は、被控訴人からの「 さんが許可を得ずに勝手に写真、動画を撮っていたか事実確認をし、その後の対応をなるべく早急にご相談しなければならぬ状態ですのでお電話にてご連絡ください」とのメッセージに応じず、当初、本件写真撮影について「我々のなかでの撮影をしていた人がいるかと思えます。」と自分が撮影していたことを否定する趣旨に受け取れるメッセージを送付し(認定事実(3)エ)、また、その後のやり取りでも、本件写真撮影について具体的な説明もし

なかった（前提事実(4)イ、認定事実(3)ケ）。

被控訴人は、このような対応をする控訴人が、吉田に対して本件報告会の記事が書けると言い、また、■■■■は控訴人及び吉田の裏切り者であると言っていたことを知って（認定事実(3)オ、コ）、控訴人が本件報告会について批判的な記事を書き、その記事の中で高校生の写真が使われることを危惧していたと推認できる。

そのような危惧をしていた被控訴人が、■■■■に対して、「こちらが求めることは、まず反省する、すみませんという。そして被害を訴える人はデータを消してくれと言っているから、それを紙に一筆書いて、もしそうじゃないことになったら大変なことになるよ。」と話したことが、■■■■を通じて控訴人に伝わったとしても、違法性を帯びる強要に当たると認めることはできない。

(ウ) その他、本件行為2が違法性を帯びる強要に当たると認めるに足りる証拠はない。」

13 26頁22行目の「(4)」を「(3)」に改め、24行目の「とはいえない」から25行目の末尾までを「ではないか、違法性を帯びるほどのものではなく、いずれにせよ、控訴人の意思決定の自由に不当に介入しようとする強要行為とは認められない。」に改める。

14 27頁9行目から29頁6行目までを以下のとおり改める。

「(2) しかし、本件行為2及び3は、被控訴人が、同行者らの助力を得て控訴人と直接電話で連絡を取ろうとして、同行者らと連絡を取ったものである（認定事実ウ、オ、キからシまで）。特定かつ少数の者に対するものであり、不特定多数の者に伝播することが予定されておらず、同行者らから不特定多数の者に伝播したことを認めるに足りる証拠はない。

本件行為4は、被控訴人が、本件高校の助力を得て控訴人と連絡を取ろうとして、本件高校に電話をし、控訴人が習っていた先生の紹介を求めたものである（認定事実(3)ス）。特定の者に対するものであり、不特定多数の者に伝播することが予定されておらず、伝播したことを認めるに足りる証拠はない（なお、被控訴人が電

話で伝えた事柄が控訴人の社会的評価を低下させるものであると認めるに足りる証拠もない。)

本件行為5は、被控訴人が、本件大学の助力を得て控訴人と連絡を取ろうとして、本件大学の学生生活担当の担当者に連絡したものであり(認定事実(3)ス)、特定の者に対するものであって、不特定多数の者に伝播することが予定されたものとは認められない。なお、控訴人の陳述書(甲23)及び本人尋問中には、同大学の学生部に呼び出され、他の学生がいる中、注意を受けたとの記載部分及び供述部分があるが、仮に、そのような事実があり、本件行為5で被控訴人が伝えた事実を他の学生が知るに至ったとしても、そのことと本件行為5との間の相当因果関係を認めることはできない。

したがって、本件行為2から5までは、いずれも控訴人の社会的評価を低下させたとは認められないから、控訴人の名誉毀損の主張は採用できない。」

15 29頁20行目から30頁1行目までを以下のとおり改める。

「イ しかし、本件行為2及び3は、被控訴人が、同行者らの助力を得て控訴人と直接電話で連絡を取ろうとして、同行者らと連絡を取ったものであることは上記のとおりである。その中で、控訴人が無許可撮影・盗撮を行ったのか、本件各イベントに参加した高校生らに対して威圧的な態度をとったのかを話題とし(認定事実(3)ウア)、また、住居侵入に言及している(認定事実(3)ケ)が、これらは、被控訴人が控訴人に対して確認したい事実や、控訴人が記事を書くために盗撮していたと仮定した場合に問題となる事柄に言及したものであり、控訴人が本件各イベントにおいて咎められるべき行動をしたと断定したものとは認められないし、そのような行動をしておきながら咎められるべき行動を省みない遵法意識や規範意識に欠ける人物であるとの事実を摘示したものとも認められない。そうすると、本件行為2及び3が社会通念上許容される限度を超えた侮辱行為であるとはいえない。

本件行為4については、控訴人の名誉感情を害する事情を被控訴人が本件高校に伝えた事実を認めるに足りる証拠はない。

本件行為5は、被控訴人が本件大学の学生生活担当の担当者に別紙3記載のとおり連絡したものである（前提事実(7)イ、認定事実(3)ス）ところ、被控訴人が、本件大学の助力を得て控訴人と連絡を取ることを目的として、ハッピーロードが控訴人の問題行動としている事項を羅列し、本件大学の学生生活担当に連絡した理由を説明したものであり、社会通念上許容される限度を超えた侮辱行為であるとはいえない。

したがって、本件行為2から5までは、いずれも法的保護に値する人格的利益ないし人格権を侵害したものとはいえないから、控訴人の名誉感情侵害の主張は採用できない。」

第4 結論

以上によれば、控訴人の請求は理由がないから棄却すべきであり、これと同旨の原判決は相当であって、本件控訴は理由がない。

東京高等裁判所第20民事部

裁判長裁判官

村上正敏

村上正敏

裁判官

伊良原恵吾

伊良原恵吾

裁判官

板野俊哉

板野俊哉